

「SNSを活用した愛媛県立病院看護師魅力発信事業企画運営業務」委託仕様書

1 事業名

SNSを活用した愛媛県立病院看護師魅力発信事業企画運営業務

2 目的

県立病院において安定的な経営と地域住民への質の高い医療の提供を継続していくためには、看護師の確保が極めて重要な課題となっている。このため、県立病院では、新たに看護師魅力発信プロジェクトチームを組成し、看護師自らが主体的に県立病院の魅力を広く発信し、将来の看護人材に訴求する取組を進めることとしている。

本事業は、こうした取組を円滑かつ効果的に推進するために、専門的な知見を有する事業者を補助的役割として活用し、SNS 発信に係る企画・制作・分析等の支援を受けることで、看護師主体の魅力発信を強化し、看護師確保施策を推進することを目的とする。

3 事業費（委託料）

4, 8 5 2 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 事業内容

本業務の受託者は、以下項目を踏まえて業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に委託者と協議の上、決定するものとする。以下の項目以外であっても、業務目的を遂行するにあたり、より効果的な成果を得るための提案や支援は、これを妨げない。

- （1）効果的なSNS発信に向けた戦略提案
- （2）プロジェクトチームの企画内容に基づく発信コンテンツ（文章、画像、動画等）の制作・補助
- （3）発信スケジュール管理及び円滑な投稿体制の補助
- （4）SNS活用手法に関する研修・アドバイスの実施
- （5）投稿実績、閲覧数、反応数等のデータ収集・分析及び報告

6 事業計画書及び実績報告書の提出

- （1）受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- （2）委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の完

了検査を受けること。

- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

業務の再委託を行う場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得ること。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、委託者に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、愛媛県公営企業管理局と十分な協議を重ねながら実施し、進捗状況を適宜報告すること。
- (2) この業務仕様書に定めのない事項については、必要に応じて愛媛県公営企業と協議の上処理するものとする。
- (3) 受託者は、愛媛県情報セキュリティポリシー及び愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドラインを遵守すること。